

# 障害者総合支援法に基づく 補装具費支給制度について

## 肢体不自由 (車椅子・電動車椅子・姿勢保持装置)

### 目 次

1	補装具費支給制度の概要	・・・1
2	補装具費支給制度における具体的事項	・・・5
3	車椅子の判定（東京都の場合）	・・・10
4	電動車椅子の判定（東京都の場合）	・・・13
5	姿勢保持装置の判定（東京都の場合）	・・・16
6	参考資料	・・・19

令和8年2月



東京都心身障害者福祉センター

※国の基準改正に伴い、記載事項を変更する場合があります。  
※無断転載は禁じます。

# 1 補装具費支給制度の概要

## (1) 補装具の概念

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく補装具とは、以下のように定義されています。

「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の主務省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の主務大臣が定めるものをいう。  
(障害者総合支援法 第五条25より)

主務大臣が定めるものとは、具体的には「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「基準表」という。）において、補装具の種目、名称、型式、定義、上限価格等が定められています。

障害者総合支援法 第五条第二十五項に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るよう製されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

(障害者総合支援法施行規則 第一章総則 第六条の二〇より)

## (2) 補装具費支給の対象となる種目（肢体不自由）

障害者総合支援法に基づき、基準表に定められています。

障害者総合支援法による肢体不自由の補装具の種目は、義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置があります。

※身体障害児（18歳未満）では、上記に加えて、起立保持具、排便補助具があります。

### (3) 補装具費支給の対象について

障害者総合支援法に基づく補装具費の支給を受けるには、身体障害者福祉法に定められた障害程度に該当すると認定される必要があります。障害が認定されると、都道府県知事より身体障害者手帳が交付されます。

障害者総合支援法により、政令で定める難病と認められる場合は、現状で身体障害者手帳所持者と同程度の身体障害の程度に該当すれば、補装具費支給の対象となります。

#### 補装具費支給の対象にならない場合

##### ア 他法が適用される場合

障害者総合支援法以外にも肢体不自由を対象とする補装具に関する制度として、戦傷病者特別援護法、労働者災害補償保険法、医療保険などによる給付制度、介護保険法による福祉用具貸与制度があります。いずれかの制度の対象となる場合には、その制度が障害者総合支援法に優先し適用されます。

##### イ 一定の所得以上の場合

申請者又はその配偶者のうち区市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には、補装具費の支給対象にはなりません。

### (4) 各関係機関の役割について

補装具費支給事務の取扱いについては、原則として厚生労働省の「補装具費支給事務取扱指針」に基づいて行っています。

##### ア 都道府県、及び更生相談所

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、更生相談所が補装具費支給制度の技術的中枢機関として業務を遂行できるよう、必要な体制の設備に努めるとともに、身体障害者福祉法第10条に定める業務を行います。

身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）は、身体障害者福祉法に基づいて、各都道府県に設置されています。東京都における更生相談所は、東京都心身障害者福祉センター、及び同多摩支所（以下「センター」）となります。補装具の処方及び適合判定の他に、区市町村に対する専門的な知識及び技術に基づく支援等を行います。

##### イ 市町村（区市町村）

補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具事業者を選定するに当たって必要となる情報の提供を行います。

## (5) 補装具費支給のための判定（補装具判定）

補装具費支給の申請は、身体障害者又は身体障害児の保護者が区市町村長に申請します。区市町村は、身体障害者等の相談に応じ、更生相談所の判定又は指定医の意見書等に基づいて補装具費を支給します。

補装具は、障害者が身体に装着又は装用して障害を補う用具であるため、身体障害に熟知した医師が処方を行い、これに基づいて作製する必要があります。さらに、作製した補装具が使用者の障害状況に適合しているかどうかを確認する必要があります。これらを行うためには、更生相談所の判定又は指定医の意見書による要否の判断、及び適合判定が必要となります。

18歳以上の身体障害者の場合、東京都では、身体障害者福祉法第15条に基づいて都知事より指定を受けた医師、又は障害者総合支援法第59条第1項に基づく当該医療に従事する主たる医師(以下併せて「指定医(ここでは肢体不自由の指定医)」)が、「補装具費支給意見書」を作成することとしています。

ただし、難病患者等の場合は、難病法第6条1項に基づく指定医及び保健所の医師による意見書作成も可能です。

18歳以上の方(身体障害者)、及び18歳未満の方(身体障害児)の判定機関等は次の表1のようになります。身体障害児の補装具費支給には、指定医・保健所の医師が作成した補装具費支給意見書が原則として必要となります。

表1 身体障害者と身体障害児の補装具費支給

	身体障害者	身体障害児
実施機関	区市町村	
支給対象	18歳以上	18歳未満
判定機関等	身体障害者更生相談所	指定医・保健所の医師等

### \*東京都の場合\* 補装具費支給までの流れ(更生相談所がかかわる種目の場合) 種目により判定方法が異なります。

各種目の具体的な判定方法については、申請者から区市町村にご確認ください。

- ① 申請者 : 区市町村に申請
- ② 区市町村 : 更生相談所に判定予約、及び判定依頼
- ③ 更生相談所 : 直接判定又は書類判定
- ④ 更生相談所 : 区市町村に判定書交付
- ⑤ 区市町村 : 補装具費支給決定通知

- ・判定時の処方内容を記入した用紙を本人に渡す場合があります。
- ・直接判定後に区市町村を通じて見積書の提出を依頼し、処方内容の検討を行う場合があります。
- ・特例補装具の場合は、判定前に区市町村に見積書の提出をお願いしています。

## (6) 借受けについて

### ア 借受けによる補装具費支給の対象

補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としているため、購入することが原則になります。障害者総合支援法施行規則において「借受けによることが適当である場合」として、次の場合に限るとされています。（介護保険法による福祉用具貸与制度とは異なります。）

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要と認められる場合

### イ 借受けの対象となる種目等

- ① 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品
- ② 重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③ 歩行器
- ④ 車載用姿勢保持装置

\*上記種目等であっても、特例補装具は借受けの対象となりません。

### ウ 手続き方法等

- ① 申請者が借受けを希望している場合  
本人の選定した補装具事業者が、貸付け（借受け）を含め対応可能であることを区市町村が確認します。
- ② 判定方法  
新規の支給に係る判定と同様に、原則として直接判定となります。
- ③ 借受けによる支給決定がなされた場合、借受け期間終了6から8週間前まで、又は障害状況に変化が生じた場合は、再度判定し当該利用者の補装具費の支給が滞ることなく実施されるよう対応します。
- ④ 借受けの単位は暦月ですが、月の途中で借受けが開始、終了した場合は、日割り計算により補装具費が支給されます。
- ⑤ 義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品について、判定の際に複数の完成用部品の比較検討が必要な場合は、センターから区市町村と補装具事業者に連絡いたします。

## 2 補装具費支給制度における具体的事項

### (1) 購入等に要する費用の額及び消費税の取扱い等について

基準表の別表に定める価格（基本価格、製作要素価格、完成用部品価格、本体価格、加算要素価格等）は上限価格として定められているものです。

なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具事業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の106に相当する額をもって、購入、借受け又は修理に要する費用の額の上限としています。

また、消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については、価格の100分の110に相当する額をもって、購入等に要する費用の額の上限としています。

補装具費の算定については、購入又は修理の場合は「告示により算出した額」又は「現に補装具の購入又は修理に要した費用の額」のうち、どちらか低い額を基準額とします。また、端数処理は小数点以下切り捨てとされています。

### (2) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個とされています。身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認められる場合は、2個とすることを検討する場合があります。区市町村にご相談ください。

### (3) 耐用年数について

耐用年数は、通常の装着等状態において修理不能となるまでの予想年数であり、補装具費の支給を受けた身体障害者・児の身体状況や使用状況等によって実耐用年数が異なります。再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の事情に沿った対応が行われるよう十分配慮する必要があります。耐用年数の経過後でも、修理等により継続して使用可能な場合は、修理での対応となる場合もあります。

災害等本人の責任によらない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができることとされています。区市町村にご相談ください。

#### (4) 差額自己負担による支給について

補装具費支給の必要性を認める補装具は、身体機能に適合するように製作され、種目、名称、型式等が支給要件を満たすものとなっていますが、本人が希望するデザイン、素材等に加え、介助者のみが使用する機能の追加を希望する場合は、追加する当該機能が使用者の身体機能の補完及び適合に影響を与えないと認められる場合に限り、当該補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは差し支えないとされています。

差額自己負担で購入した場合は、修理においても同様に、修理基準を超える部分については、自己負担が生じることになります。

支給を決定するのは区市町村であるため、事前に区市町村への相談が必要です。

#### (5) 特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、製作要素および完成用部品によることができない補装具（以下「特例補装具」）の購入又は修理に要する費用を支給する必要が生じた場合の取扱いは次のとおりとされています。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という。）の判定又は意見に基づき市町村が決定すること。

イ 身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めること。

ウ 製作要素等が告示上限価格を超えることのみをもって特例補装具として取扱うことは適切ではないこと。

エ 特例補装具を支給した場合、真に必要なものであったかの確認のために、支給後の使用状況についても確認の上、記録すること。

オ 別表に定める製作要素及び完成用部品によることができない構成要素が1つのみである場合は、特例補装具の定めに関わらず、「一部特例」として、基準内の補装具として支給決定して差し支えない。なお、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅子において市販のクッション（カタログに材質、構造及び価格が明記されているもの）に限り、平面形状およびモールド型を除く。）を支給する場合及び重度障害者用意思伝達装置において市販のスイッチ（カタログに構造、機能及び価格が明記されているものに限る）を支給する場合、一部特例を判断する構成要素の数に含めることなく「一部特例」として算定すること。上記に示した構成要素の数を超える場合は、従来通り特例補装具として扱うこと。

**\*東京都の場合\*** 身体障害者の特例補装具は直接判定になります。

特例補装具希望の場合は、必ず区市町村に連絡をしてください。

事前に見積書の提出をお願いします。

## (6) 修理の取扱いについて

購入の場合と同様に修理についても、基本的な修理部位と価格等が基準表により定められています。

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものや特例補装具の修理が必要な場合は、他の類似種目等の修理部位を参考として、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な価格を決定し、修理に要する費用として支給することができることとされています。

## (7) 適合判定について

ア 補装具は、身体への適合を図るように製作されたものとされており、補装具費の支給に当たっては、「補装具費支給事務取扱指針」において、以下により適合判定を実施することとされています。

- ① 申請者の来所による更生相談所の判定に基づき区市町村が決定するもの：  
更生相談所が適合判定を行い、区市町村は適合判定が行われたことを確認する。
- ② 補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき区市町村が決定するもの：  
補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、更生相談所は適合判定が適切に行われたことを確認する。最終的に、区市町村は医師及び更生相談所による適合判定が行われたことを確認する。
- ③ 補装具費支給意見書により区市町村が判断のうえ決定するもの：  
補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、区市町村は適合判定が適切に行われたことを確認する。
- ④ 身体障害者手帳により補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認できるもの：  
区市町村が確認する。

イ 適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、身体障害者福祉司、保健所等の専門職員並びに補装具事業者及び補装具担当職員の立会いのもとに実施すること。

ウ 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（レディメイドを除く。）及び電動車椅子の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合状況、又は固定、免荷、矯正等装着の目

的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、併せて外観、重量及び耐久力について、考慮すること。

エ 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（レディメイドを除く。）及び電動車椅子以外の種目についても、ア③に準じて検討し、当該補装具が申請書の使用目的に照らし、適合しているかどうかを判定すること。

オ 適合の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合、処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具事業者に対し不備な箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせること。

**\*東京都の場合\* 適合判定の具体的方法：2つの方法があります。**

① センターに来所して行う適合判定

区市町村からの予約が必要です。適合判定が可能になった時点で、申請者及び補装具事業者と連絡調整し、区市町村を通してセンターに適合判定の予約をします。

適合判定は、修正が必要となった場合に、補装具事業者にその場で確認を行うため、同行をお願いしています。

② 適合報告書の提出

事情により、センターでの適合判定が受けられない場合は、本人が地域の障害者センターや医療機関などで適合評価を受けて適合報告書を作成してもらいます。

作成された適合報告書は、申請者から区市町村に提出し、区市町村からセンターに送られます。センターにて適合報告書により適合状況を確認します。

適合報告書の作成は、申請者や補装具事業者以外の、本人の身体状況と補装具の適合を確認できる専門職、具体的には、医師、理学療法士（以下PT）、作業療法士（以下OT）等が行うことになっています。なお、適合報告書には、写真の添付が必要です。

## (8) 補装具引渡し後の補装具事業者の責任（代理受領の場合）

支給方法は、償還払いと代理受領の2つがあります。詳しくは、区市町村の補装具担当へ確認してください。

「補装具費支給事務取扱指針」では、区市町村が代理受領による補装具費の支払を行う場合には、下記の内容を補装具事業者との契約に盛りこむことが望ましいこととされています。

引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具事業者の責任において改善すること。ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理基準に規定されていない修理（類似部位の修理基準の価格を参考とした修理）のうち軽微なものについて、補装具事業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。

### 3 車椅子の判定（東京都の場合） 判定場所：別館または多摩支所

#### (1) 適用対象

- ア 下肢機能障害、体幹機能障害、内部障害のある方で、日常生活上、車椅子を必要とする歩行障害がある方。
- イ 身体障害者手帳を取得していない難病患者等で、アと同程度の障害のある方。

#### (2) 種類

車椅子とは、使用者自身又は介助者が駆動する移動用の車輪付機器であって、JIS T 9201-2016 に定める構造を有するもの（パワーアシスト式を除く。）をいい、基本工作法により、本体及び加算要素よりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とします。

##### ア 本体

- ①自走用：自らが駆動及び操作して使用することを主目的とした車椅子。
- ②介助用：自らは駆動せず、介助者が操作することを主目的とした車椅子。

##### イ 機構加算

###### ①リクライニング機構

バックサポートの角度が変更でき、バックサポートの傾斜を、工具を使わずに調整できる機構。

###### ②ティルト機構

シートとバックサポートとの角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を、工具を使わずに一体的に調整できる機構。

###### ③ティルト・リクライニング機構

バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、それぞれ工具を使わずに調整できる機構。

###### ③ リフト機構

シートの高さを、工具を使わずに調整できる機構。（昇降機構及びスタンドアップ機構を含む。）

##### ウ 構造部品（駆動輪・主輪）

###### ①片手駆動の構造

駆動のためのハンドリムが二重構造になっており、非麻痺側での駆動が可能なもの。

###### ②レバー駆動の構造

駆動のためのレバーが設置されており、レバーを動かすことで非麻痺側での駆動が可能なもの。

### (3) 製作方式

ア モジュラー式（原則）

必要な本体・要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたもの。

イ オーダーメイド式

身体の状態及び障害の程度等によりモジュラー式では身体機能の補完ができない場合に個別に製作するもの。

ウ レディメイド式

メーカー等のカタログにレディメイドと記載されているもの。

### (4) 耐用年数（基準表による目安） 6年

### (5) 判定方法

車椅子の種類・製作方式により、東京都による判定（直接判定又は書類判定）が必要な場合と、区市町村で判断可能な場合があります。判定方法については、区市町村にお問合せください。東京都で判定を行う場合は、事前に見積書の提出が必要になります。申請者の状況により、他法（介護保険等）が優先される場合があります。

※車椅子・電動車椅子との併給がある場合や特例補装具の場合には、事前に区市町村にご相談ください。

### (6) 判定後の流れ

ア 処方箋

内容の検討が必要な場合は、仮の処方箋を発行し、見積書の提出を依頼する場合があります。

イ 適合判定

モジュラー式及びオーダーメイド式の車椅子、姿勢保持装置搭載の車椅子、特例補装具について実施します。車椅子製作完了後に、申請者と製作事業者が来所し適合判定を行う場合と、申請者の事情等により、医療機関等で実施し、適合報告書を提出する方法があります。詳細については、区市町村にお問合せください。

### (7) 再製作・修理

再製作・修理の判定方法及び手続については、実施機関である区市町村の補装具担当者へご相談ください。申請窓口、補装具費の支給決定を行うのは、区市町村となります。

## (8) 留意点

見積書の作成時は最新の補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準、補装具費支給事務取扱指針、補装具費支給事務取扱要領等をご確認ください。

## 4 電動車椅子の判定（東京都の場合） 判定場所：別館または多摩支所

### （1）適用対象

- ア 重度の下肢機能障害等があり、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない方。
  - イ 歩行に著しい制限を受ける方又は歩行により症状の悪化をきたす方で医学的所見から適応が可能な方。
  - ウ 難病患者等で、ア、イと同程度の障害がある方。
- ※歩行者として、必要最小限の交通規則の理解・遵守が可能で、安全な走行操作が出来ることが条件になります。

### （2）種類

電動車椅子とは、使用者自身が移動のために操作し、動力によって推進する車輪付機器であって、JIS T 9201-2016 に定める構造を有するもの（パワーアシスト式に限る。）及びJIS T 9203-2016に定める構造を有するものをいい、基本工作法により、本体及び加算要素よりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とします。

#### ア 本体

- ①標準形：JIS T 9203-2016 に定める以下の電動車椅子
  - （低速用）最高速度 4.5 km/h 以下の電動車椅子
  - （中速用）最高速度 6.0 km/h 以下の電動車椅子
- ②簡易形：車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用する以下のもの。
  - （切替式）電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの。
  - （アシスト式）駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。

#### イ 機構加算（標準形にのみ加えることができる）

- ① 手動リクライニング機構
  - バックサポートの角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、介助者が調整できる機構。
- ② 電動リクライニング機構
  - バックサポートの角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、電動モーターを用いて調整できる機構。
- ③ 電動ティルト機構
  - シートとバックサポートとの角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を、電動モーターを用いて一体的に調整できる機構。
- ④ 電動ティルト・リクライニング機構

バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、電動モーターを用いて調整できる機構。

⑤ 電動リフト機構

シートの高さを、電動モーターを用いて調整できる機構。

### (3) 製作方式

ア モジュラー式

必要な本体・要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたもの。

イ オーダーメイド式

身体の状態及び障害の程度等によりモジュラー式では身体機能の補完ができない場合に個別に製作するもの。

ウ レディメイド式

メーカー等のカタログにレディメイドと記載されているもの。

### (4) 耐用年数（基準表による目安） 6年

### (5) 判定方法

原則として、来所による直接判定となります。判定では、電動車椅子の操作能力の確認等を行います。センターの判定用電動車椅子（既製品）を使用し、屋内外の定められたコースを本人が自力で安全に操作できるか確認を行います。ただし、以下のような場合には、本人用に設定したデモ機の持ち込み、及びデモ機の調整に熟知した補装具事業者の立会いが必要なため、事前に区市町村にご相談ください。申請者の状況により、他法（介護保険等）が優先される場合があります。

ア 変形や筋力低下などの障害状況により、センターの判定用電動車椅子ではジョイスティックなどの操作が困難な場合。

イ 特殊操作（チンコントロールや足操作等）が必要な場合。

ウ 姿勢保持装置の搭載、本人用の特別な設定・操作方法、特殊な機構などの個別対応が必要な場合。

エ 特例補装具の場合。

※車椅子・電動車椅子との併給がある場合や特例補装具の場合には、事前に区市町村にご相談ください。

## (6) 判定後の流れ

### ア 処方箋

内容の検討が必要な場合は、仮の処方箋を発行し、見積書の提出を依頼する場合があります。

### イ 適合判定

モジュラー式及びオーダーメイド式の電動車椅子、姿勢保持装置搭載の電動車椅子、特例補装具について実施します。電動車椅子製作完了後に、申請者と製作事業者が来所し適合判定を行う場合と、申請者の事情等により、医療機関等で実施し、適合報告書を提出する方法があります。詳細については、区市町村にお問合せください。

## (7) 再製作・修理

再作製・修理の判定方法及び手続については、実施機関である区市町村の補装具担当者へご相談ください。申請窓口、補装具費の支給決定を行うのは、区市町村となります。

## (8) 留意点

見積書の作成時は最新の補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準、補装具費支給事務取扱指針、補装具費支給事務取扱要領等をご確認ください。

## 5 姿勢保持装置の判定（東京都の場合） 判定場所：別館又は多摩支所

### （1）適用対象

- ア 体幹及び四肢の機能障害により、姿勢を保持する能力に障害がある方。
- イ 難病患者等で、アと同等の障害がある方。

### （2）姿勢保持装置の基本構造

姿勢保持装置とは、「機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を可能にする機能を有するもの」と定義されています。基本工作法により、支持部、構造フレーム、付属品及び完成用部品等を組み合わせて製作します。

#### ア 支持部の種類

##### ①平面形状型

採寸で製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品（パッド、ベルト等）を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するもの。（一体型として製作しても可）

##### ②モールド型

採型又は採寸で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するもの。付属品のうち、体幹保持部品（胸パッド及び胸受けロールを除く。）及び骨盤保持部品を組み合わせることはできません。採寸により製作する場合の基準額は、モールド型支持部製作要素価格の80%に相当する額となります。

##### ③張り調整型

採寸で製作されるもので、支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応し、姿勢を保持できる機能を有するもの。各種付属品（パッド、ベルト等）を組み合わせて製作します。

※完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が支持する部位の支持部の加算はできません。

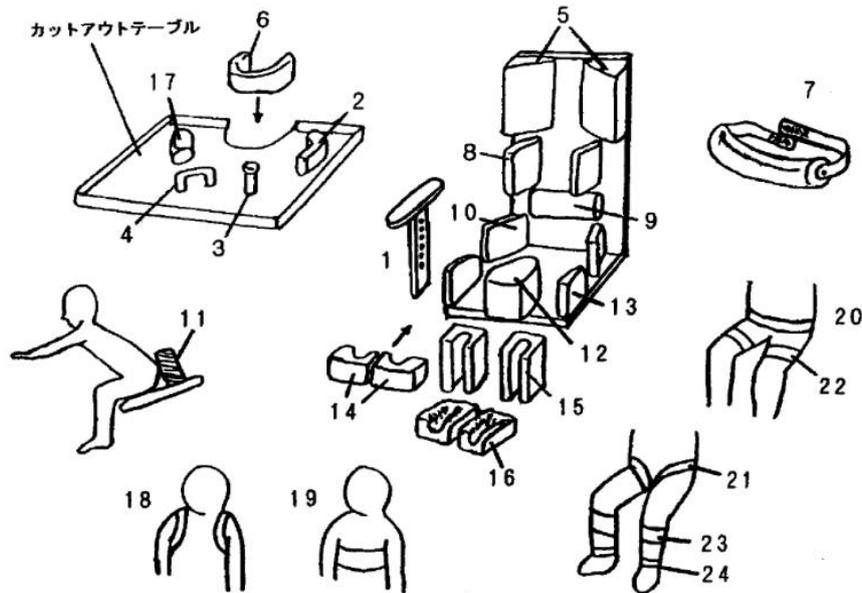
#### イ 構造フレーム

支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持するためのもので、木製、金属製、完成用部品（屋内用、屋外用）、車椅子、電動車椅子があります。特例の車椅子や電動車椅子に搭載する場合は、姿勢保持装置が基準内であっても特例補装具の取扱いとなります。

- 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、構造フレームの価格を車椅子及び電動車椅子購入基準の本体価格とします。支持部の連結の加算はできません。
- 完成用部品の構造フレームを使用する場合、個々の完成用部品に標準装備されている付属品等は加算できません。標準装備以外に必要な付属品を追加する場合は、車椅子付属品を追加して加算できます。

ウ 付属品及び調節機構について

- 完成用部品が付属品（支持部カバー、パッド等）、調節機構を有している場合は加算できません。
- 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実にできる構造のものであり、蝶番のみや面ファスナーなどの簡便な方法によるものは加算することができません。
- 上肢保持部品、体幹保持部品、骨盤保持部品、下腿保持部品、ベルト部品については、次表に示すそれぞれの機能を果たすものであること。形状が例示以外の形状であっても、各機能を果たすものであれば加算の検討ができます。



名 称	種 類	機 能
上肢保持部品	1 アームサポート	上肢の支持 肩甲骨のリトラクション抑制、不随意運動の抑制 手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上
	2 肘パッド	
	3 縦型グリップ	
	4 横型グリップ	
体幹保持部品	5 肩パッド	肩の挙上防止、肩甲骨のリトラクション抑制 体幹の前傾防止 同 上 体幹の横ずれ防止 腰椎の支持
	6 胸パッド	
	7 胸受けロール	
	8 体幹パッド	
	9 腰部パッド	
骨盤保持部品	10 骨盤パッド	骨盤の固定 殿部の後ろずれ防止
	11 殿部パッド	
下肢保持部品	12 内転防止パッド	股関節の内転防止 股関節の外転防止 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿の交差防止 足部の保持
	13 外転防止パッド	
	14 膝パッド	
	15 下腿保持パッド	
	16 足部保持パッド	
ベルト部品	17 腕ベルト	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上 体幹の正中保持、前傾防止 体幹の前傾防止 骨盤の保持 骨盤の前ずれ防止 大腿部の保持 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿部の保持 膝の伸展防止、足の横ずれ防止
	18 肩ベルト	
	19 胸ベルト	
	20 骨盤ベルト	
	21 股ベルト	
	22 大腿ベルト	
	23 下腿ベルト	
	24 足首ベルト	

(厚生労働省通知「補装具支給事務取扱要領」より)

### (3) 耐用年数（基準表による目安） 3年

### (4) 判定方法

原則として、来所による直接判定となります。事前に見積書の提出が必要になります。その他の判定方法については、区市町村に事前にご相談ください。

### (5) 判定後の流れ

#### ア 処方箋

内容の検討が必要な場合は、仮の処方箋を発行し、見積書の提出を依頼する場合があります。

#### イ 適合判定

姿勢保持装置製作完了後に、申請者と製作事業者が来所し適合判定を行う場合と、申請者の事情等により、医療機関等で実施し、適合報告書を提出する方法があります。詳細については、区市町村にお問合せください。

### (6) 再製作・修理

再作製・修理の判定方法及び手続については、実施機関である区市町村の補装具担当者へご相談ください。申請窓口、補装具費の支給決定を行うのは、区市町村となります。

### (7) 留意点

見積書の作成時は最新の「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」、「補装具費支給事務取扱指針」、「補装具費支給事務取扱要領」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」等をご確認ください。

## 6 参考資料

### (1) 厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/>)

ホーム>政策について>分野別の政策>福祉・介護>障害者福祉>福祉用具

#### 1 補装具費支給制度

- (1) 制度の概要
- (2) サービスの利用方法
- (3) 利用者負担
- (4) 告示  
「補装具の種目、購入等に要する費用額の算定等に関する基準」
- (5) 通知  
「補装具費支給事務取扱指針」

「補装具費支給事務取扱要領」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」

- (6) 補装具関連Q&A
- (7) 補装具評価検討会
- (8) 装具（レディメイド）
- (9) 事務連絡
- (10) その他

### (2) テクノエイド協会 (<http://www.techno-aids.or.jp/>)